

第3次出雲市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(素案)へのパブリックコメント実施結果

No.	意見内容	市の考え方
1	男性DV被害者への対応について、気軽に相談できる環境があることを市民全般に周知していくことは必要かと思えます。LGBTの方に関しても同様です。非常にプライベートな話なので、守秘義務が守れる環境で相談できるようにしていただきたいです。	男性のDV被害者相談窓口の設置の是非については、本計画期間の5年間で検討することとしています。相談窓口を設置する場合には、女性相談同様、相談者のプライバシーに配慮した体制を整えます。性的少数者(LGBT)の方々へも同様に配慮します。
2	刑期を終えた方の中には知的障がいや精神疾患の方もおられ、DV被害を受けたり、行ったりするリスクが高いと思えます。地域の中で、DV被害を防止するために、保護司との連携も必要かと思えます。	DV相談では、各種障がいや精神疾患、認知症等がある場合には、関係機関と連携して対応することとしています。刑期を終えて出所された方で、DVの被害者や加害者になる懸念が高い場合には、必要に応じて保護司との連携を図ります。
3	知的障がいの方を狙った金銭搾取のような例が社会福祉協議会の行っている日常生活自立支援事業の契約の際に見受けられます。実際に相手を恐れて、お金(障害年金等)を出しているかははっきりわからない点もありますが、知的障がいの方にもわかりやすい文面のチラシ作成などを通してのより広い啓発が必要かと思えます。また、障がいのある方を支援している市内の相談支援専門員協会や自立支援協議会(福祉推進課担当)へのDV対策の研修を講じることも必要かと思えます。	障がいの種類ごとのチラシは作成しておりませんが、市では、「女性相談センター」のリーフレットやDV相談窓口周知カードを作成し、公共施設や商業施設等へ配置して啓発を行っています。障がいのある方々へきめ細かく対応するためには、支援者の協力は不可欠です。専門研修であるDV関係支援者研修を広く周知し、さまざまな職種の方に受講していただける方法を検討します。
4	経済的困窮により、暴力をしてしまう傾向があります。生活困窮者支援を行っている社会福祉協議会との連携も記載がりましたが、非常に必要かと思えます。	経済的支援を含め、引き続き社会福祉協議会との連携を図っていきます。
5	DVについては、高齢者にも起きうる課題です。地域包括支援センターを委託している社会福祉協議会(高齢者あんしん支援センター)との連携も必要です。認知症高齢者にもDV事案が発生することもあります。認知症家族の会などの自助組織との連携も視野に入れても良いかと思えます。	認知症高齢者の場合、DV事案の事実確認において、支援者の客観的な視点は必須です。今後も、自助組織を含め関係機関と連携し、DV相談支援を行います。
6	出雲市は外国人が急増しています。外国人への対応が急務かと思えます。その際は通訳の方に研修を施し、円滑な支援が出来る体制整備が必要ではないかと考えます。	相談者が外国人である場合、市では通訳を確保し対応しています。引き続き、DV関係支援者研修などを通し、通訳者自身のDV防止への理解に努めていきます。
7	病院の相談員(ソーシャルワーカー)も様々な相談を受けています。その中には、DV関連もあります。医療機関との連携の記載がりましたが、病院のソーシャルワーカーとの連携も重要だと思えます。	DVの早期発見には、医療機関の協力は不可欠です。また、支援の方向性を出すために、医師の見解を確認する場合があります。今後も、医療機関との連携強化に努めます。

No.	意見内容	市の考え方
8	<p>元々、女性の多い職場だった保育所・園、介護福祉施設などでもきちんとDV関係の研修を行っていく必要があると考えます。ここでは男性がマイノリティであり、被害を受けうる可能性が高いと思われます。保育士への研修は記載がありましたが、これにより、幼児期におけるジェンダーについて学んでいける環境整備に繋がると思います。</p>	<p>職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどは、DV同様人権侵害です。DVに関する知識に加え、性的少数者(LGBT)への偏見や児童虐待など人権侵害に関する広範な視点で、研修や広報活動を実施します。</p>
9	<p>計画の位置付けについて DV対策基本計画の上位計画である「出雲市総合振興計画」との整合性についても記述すべきと思われる。</p>	<p>出雲市総合振興計画では、基本方策の一つ「人材育成都市の創造」の施策として「いじめや虐待の防止とDV対策」を掲げています。「出雲市総合振興計画」との整合性を図って本計画を策定しているため、ご指摘のとおり、計画に追記します。</p> <p>◇P2 計画の位置付け の文中に追記。</p>
10	<p>出雲市における取組と現状について 市のDV防止に向けた取組としての啓発事業と相談事業について記述されているが、これは基本目標の「Ⅰ DV防止に向けた予防・啓発」及び「Ⅱ DV被害者に配慮した相談の実施」に関する内容である。基本目標の「Ⅲ DV被害者の自立支援」の取組と現状についても記述すべきと思われる。</p>	<p>DV防止に向けた市の取組を中心に記載していますが、基本目標Ⅲ「DV被害者の自立支援」、基本目標Ⅳ「推進体制の整備」の取組と現状についても追記します。</p> <p>◇P5 出雲市における取組と現状 に以下を追記。 <u>DV被害者の自立支援については、さまざまな支援制度を活用するため、女性のための総合窓口（DVワンストップ窓口）において連携・調整を図り、各担当窓口でも、被害者の心情に配慮した適切な対応に努めています。</u> <u>推進体制の整備については、市において全庁的な体制整備を図る一方で、関係機関や支援団体との連携を強化し、総合的な支援体制を推進しています。</u></p>
11	<p>市民のDVに関する意識について 男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査によれば、DVという言葉だけ聞いたことがある人（9.0%）と言葉も内容も知らない人（6.7%）が15.7%あり、約6人に1人はDVについて詳しく知らないことがわかったと記されているが、市民意識調査の回答率は42.5%とかなり低い状況であり、未回答の市民の中にはDVに関する知識の有無に関わらず、DVは他人事で自分に関わりがないとして無関心の人が少なくないように思われる。 市民のDVに関する意識の現状については、約6人に1人はDVについて詳しく知らないような状況とはかなりのかい離があるように思われる。 DVの防止には市民のDVに対する基本的な理解・認識が不可欠であり、市民のDVに関する意識に対する現状認識の記述については表現を再検討する必要があると思われる。</p>	<p>平成28年6月に実施した「男女共同参画社会の形成に向けての市民意識調査」の回答率は42.5%ですが、平成24年5月の同調査では回答率38.1%、平成21年7月の同調査では39.9%であり、直近2回の調査に比べ、回答率は上昇しています。 ご指摘のとおり、未回答の市民の中には、DVに無関心な方々もいらっしゃるものと推測できますが、具体的な数値は不明です。 市民のDVに関する意識については、素案のとおり、上記市民意識調査に基づいた内容、分析について記述することとします。</p>

No.	意見内容	市の考え方
12	<p>計画の基本的な考え方について この計画は、「人権尊重」と「男女間の暴力の根絶」を基本理念とし、DV対策としての市の施策の方向性を明示し、具体的なDV防止やDV被害者の支援に着実につなげていくものとされているが、DV対策基本計画は、第1次計画、第2次計画によりDV対策としての施策・取組を実施し、施策・取組の成果等について検証・評価した結果として、今回、DV防止及びDV被害者支援をより効果的に実施するため第3次計画が策定されるものと考えられる。そのため、本計画は施策の方向性を明示するのではなく、施策の明確な基本方針を明示するものとして策定すべきではないか。 施策の体系における「施策の方向」は「施策」とし、施策の内容について再検討すべきと思われる。</p>	<p>第3次計画は、第1次計画及び第2次計画においてすでに取り組んでいる各種対策について、現状を反映しながらも、継続した取組を行うことが重要と考えております。 施策の体系は、第1次計画以降、「基本目標」「施策の方向」「具体的な取組」として示しており、「施策」にあたる部分を、本計画では「具体的な取組」という名称で示しております。 第1次計画からの継続性に鑑み、本計画においても、施策の体系については、素案どおりの表記とします。</p>
13	<p>施策の成果の検証について 本計画がより実効性の高いものとなるようDV対策に係る施策・取組の成果について、PDCAサイクル（計画・実行・検証・改善）による検証・評価を実施する必要があり、本計画の「4 DV対策に係る施策の展開」の後に、DV対策に係る施策の成果の検証について項目を立てて記述すべきと思われる。</p>	<p>取組の検証については、P5の「出雲市における取組と現状」の中で記載しております。</p>
14	<p>数値目標の設定について 本計画がより実効性の高いものとなるよう施策・取組の成果指標ごとの数値目標を設定して施策・取組を行うとともに本計画に数値目標の設定について項目を立てて記述すべきと思われる。</p>	<p>DV対策では、数値目標を立てることになじまない性質のものもあるため、第1次計画以降、数値目標は設定しておりません。</p>
15	<p>具体的な数値目標について （1）市民意識調査によれば、6人に1人はDVについて詳しく知らないとの結果が出ており、DV根絶のためには、DVに対する市民の理解・認識が必要不可欠であることから、DVに関する市民の認知度の向上を目指し、DVについて理解・認識している市民の割合について数値目標を設定して取り組む必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、DV根絶のためには、DVに対する市民の理解・認識は必要不可欠であります。計画全体で数値目標は設定しませんが、引き続き、DV防止に向けた市民への普及啓発活動を、積極的に実施します。</p>
16	<p>具体的な数値目標について （2）DVの防止を図るうえでDVに関する知識や実態について市民の理解・認識が深まることが不可欠であり、DV防止研修会の参加人数について数値目標を設定して取り組む必要がある。</p>	<p>DV計画においては、数値目標を設定していませんが、「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」では、①DV防止研修会の参加人数②中学・高校デートDV防止出前講座実施回数については、数値目標を設定しています。</p>
17	<p>具体的な数値目標について （3）市内中学校におけるデートDV出前講座の実施校拡大はデートDV防止を図るうえで有効と思われる。全ての生徒が在学中に1回以上出前講座を受講することを目指し、出前講座の実施校数について数値目標を設定して画的に取り組む意義があると思われる。</p>	<p>引き続き、DV防止研修会の広範な周知やデートDV防止出前講座の受講について、教育委員会や学校に理解・協力を求めていきます。</p>

No.	意見内容	市の考え方
18	<p>DVの原因究明と対策について</p> <p>配偶者やパートナー等の親密な関係にある(または、あった)男女間におけるDVには、加害者個人の人権意識の問題以上にもっと深い原因があるはずであり、その原因を解明し的確な対応なくしてDV防止の実現は困難ではないかと思われる。原因によって取るべき対策は異なってくるため原因を知ることが重要と思われる。</p> <p>加害者本人に自覚がなく被害者にも気づかない精神疾患等の病気がある場合や加害者の職場での過重労働やパワーハラスメントなどに起因する極度のストレス等により罪悪感がありながらDVに及ぶケースが少なくないのではないかと思われる。働くすべての人にとっては職場における極度のストレスを感じる場面があったとしても、改善されない場合があり、また、転職をすることも容易ではないことから、極度のストレスが解消されることなく長く続く可能性がありDVに及ぶ場合もあるのではないかと思われる。</p> <p>DVは絶対に許されることではないが、いわば、加害者も被害者としての側面があり、加害者に対する支援を含む多角的な視点からDVの加害者を生み出さないための対策が必要と思われる。極度のストレス等によりうつ病は誰でもなる可能性があると言われており、アルコール依存症、最近報道されている有名な野球選手・歌手による覚せい剤の使用や過労自殺など極度のストレスにより自分をコントロールする力が低下して様々な態様の異常な行動に走る可能性があり、DVもその態様の一つであるとも考えられる。</p> <p>DV防止に的確に対応するためには特に職場における極度のストレスがないかどうか調査するとともにDVとの関連について研究・考察することが重要のように思われる。</p> <p>そのため、支援する側の関係者はDVの原因について認識を深めるとともに、DVの根絶を目指して経済団体等との職場環境の改善、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの実践などDVの加害者を生み出さないための対策について多角的に調査・研究・協議する機関・組織を創設して、より実効性のあるDV対策が講じられるよう取り組むことが重要と思われるので、本計画にDVの原因究明と加害者を生み出さないための対策について項目を立てて記述していただきたい。</p>	<p>DVの目的は「相手を力で支配しコントロール」することです。</p> <p>加害者に一定のタイプはなく、年齢や学歴、職業、社会的地位に関係はありません。加害者は、暴力を振るってものがめられず逃げられない相手と、家庭という他者からの目が届きづらい場所を意図的に選んで、暴力を振るっています。</p> <p>暴力の種類も「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」「社会的暴力」などがあり、1つではなく幾つもの重なって起きている場合があります。</p> <p>DVの原因は、経済的側面のみならず相談者の置かれている状況によりさまざまであり、定義することは難しいものと考えております。また、同じようにストレスを抱える状況があったとしても、暴力という手段を選ばない人もいます。</p> <p>DV対策は、国、県の動向を勘案しながら進めますが、市では、より早い段階で、DVは重大な人権侵害であると当事者に気づいてもらい、DVの加害者や被害者を生み出さないために、若年層へのDV予防の啓発に努めていきます。</p>
19	<p>県内の男性DV被害者が急増していることについて</p> <p>(1) 一般的にDVは女性が被害に遭うものという固定観念が広くあるように思う。男性でも相談できるという部分がもう少し強調されても良いように感じた。</p>	<p>県では、平成28年3月に「島根県DV対策基本計画」を策定され、被害者が男性であることによって支援が受けにくいということがないように相談機関の情報提供に努めることとされています。このことについては、P4に記載しています。</p> <p>市では、現在、男性のDV被害者に対する相談窓口は設置していませんが、本計画期間内で設置の是非について検討します。</p>
20	<p>県内の男性DV被害者が急増していることについて</p> <p>(2) DV相談件数の男女の内訳があると『男性も相談している』という具体性が出るように感じた。また、公共施設等の女性トイレだけでなく男性が目につきやすい場所(喫煙所?)等への掲示も有効ではないかと思う。</p>	<p>今後、市において男性のDV被害者相談窓口を設置した場合の検討課題とします。</p>